

長期優良住宅の手数料に関するお知らせ

2022/9/30

長期優良住宅の普及の促進に関する法律改正に伴い、

2022年10月1日(土) から手数料が変わります。

なお、9/30までに申請される物件については従前の通りとなります。

1 住宅を新築しようとする場合

(単位：円)

一の建築物の床面積の合計	確認書等添付	添付書類なし
100㎡以内・戸建て ※1	7,100	52,000
100㎡超 500㎡以内	13,000	122,000
500㎡超 1,000㎡以内	22,000	196,000
1,000㎡超 2,500㎡以内	32,000	386,000
2,500㎡超 5,000㎡以内	57,000	691,000
5,000㎡超 10,000㎡以内	94,000	1,188,000

※1 戸建ての場合は床面積に関わらず、一律 7,100 円です。

2 住宅を増築し、又は改築しようとする場合 (既存住宅)

建築行為を行わない場合 (既存住宅)

(単位：円)

一の建築物の床面積の合計	確認書等添付	添付書類なし
100㎡以内・戸建て ※2	10,000	78,000
100㎡超 500㎡以内	19,000	183,000
500㎡超 1,000㎡以内	33,000	293,000
1,000㎡超 2,500㎡以内	47,000	579,000
2,500㎡超 5,000㎡以内	85,000	1,037,000
5,000㎡超 10,000㎡以内	140,000	1,782,000

※2 戸建ての場合は床面積に関わらず、一律 10,000 円です。

3 変更認定

当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に 2 分の 1 を乗じて得た面積を、上記 1 又は 2 に当てはめた金額

4 譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合の変更認定

2,300 円

5 地位の承継の承認

2,300 円

世田谷区役所 建築審査課

電話 03-6432-7165